

# 「男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査」に係る 企画提案募集要領

## 1 目的

男女共同参画社会の形成に関する県民の意識を把握し、男女共同参画施策の基礎資料とする。

## 2 業務名

男女共同参画社会づくりに関する県民意識調査

※詳細については、別添「企画提案仕様書」を参照

## 3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月15日まで

## 4 予算額

9,590,000円以内（消費税込み）

## 5 応募資格

応募資格のある者は、次に掲げる要件を満たす法人又は複数の法人からなる共同企業体とします。

- (1) 沖縄県内に事業所を有し、業務進捗状況や業務内容等に関する打ち合わせに迅速に対応できる体制を有すること。共同企業体の場合は、構成員のうち1人以上がこの要件を満たすこと。
- (2) 過去に、国や沖縄県の類似の調査委託業務の受託実績、若しくはその能力を有している法人であること。共同企業体の場合は、構成員のうち1人以上がこの要件を満たすこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

※地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項  
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）

第三十二条第一項各号に掲げる者(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (5) 国税及び県税を滞納しない者であること。
- (6) 自己又は自社の役員等が以下の要件のいずれにも該当する者でないこと及び次の各号に掲げる者がその経営の実質的に関与していないこと。以下の要件については資格確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合がある。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
  - イ 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者
  - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (7) 提出書類の受付期間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 本業務を履行できる体制が整備されていること。
- (9) 労働関連法令を遵守していること。
- (10) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (11) 共同企業体による応募の場合は、以下のとおりとする。
  - ①共同企業体の場合は、共同企業体の中に管理法人を置くものとする。
  - ②管理法人は、本事業の運営管理、共同企業体構成員相互の調整、財産管理等の事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、共同企業体を構成する法人を代表する。
  - ③共同企業体の構成員間において協定を締結し、共同企業体の管理法人が応募を行うこと。
  - ④共同企業体の協定書には、目的、名称、構成員の住所及び名称、代表者（管理法人）、代表者の権限、構成員の業務分担、構成員の連帯責任、取引金融機関、瑕疵担保責任、協議事項等が記載されていること。

## 6 スケジュール（予定）

|             |       |                           |
|-------------|-------|---------------------------|
| 5 月 15 日（木） | ----- | 公募開始                      |
| 5 月 22 日（木） | ----- | 質問事項締切（別添様式あり）            |
| 5 月 29 日（木） | ----- | 企画提案への参加申込書提出締切（別添様式あり）   |
| 6 月 5 日（木）  | ----- | 企画提案書提出締切（下記 7 (1) の提出書類） |
| 6 月中旬（予定）   | ----- | 企画提案選定委員会                 |
| 6 月下旬（予定）   | ----- | 委託先内定                     |
| 6 月下旬（予定）   | ----- | 契約                        |

質問書提出 E-mail アドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp

## 7 応募方法

### （1）企画提案への参加申込書の提出

ア 提出期限：令和 7 年 5 月 29 日（木）午後 5 時（必着）

イ 提出書類：参加申込書（様式あり）を電子メールにて提出

申込書提出 E-mail アドレス：aa001309@pref.okinawa.lg.jp（同上）

※企画提案書等の提出の前に、必ず当該申込書を送付ください。

※申込書の原本は企画提案書等と一緒に提出してください。

### （2）企画提案書等の提出

募集要領に従い提案書を作成し、期限までに持参又は郵送（必着）にてご提出ください。

#### ア 提出期限

令和 7 年 6 月 5 日（木）午後 5 時必着（郵送含む）

#### イ 提出書類

- |                  |        |
|------------------|--------|
| ①応募申請書           | 【様式 1】 |
| ②企画提案書           | 【様式 2】 |
| ③調査実施スケジュール      | 【様式 3】 |
| ④経費積算書           | 【様式 4】 |
| ⑤実施体制図           | 【様式 5】 |
| ⑥法人概要            | 【様式 6】 |
| ⑦誓約書             | 【様式 7】 |
| ⑧共同企業体協定書（該当者のみ） | 【様式 8】 |

#### ウ 提出部数

①～⑥：各 6 部

⑦～⑧：各 1 部

## エ 提出先

沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 人権・男女共同参画班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎 1-2-2 県庁舎 3 階

## 8 選定方法

沖縄県こども未来部に設置する企画提案選定委員会において、書類及びプレゼンテーションに基づき審査し、委託業者を選定します。4 者以上から応募があった場合、書類審査により上位 3 者を選定した上で、プレゼンテーションの実施を依頼いたします。

※開催日時等については後日連絡します。

## 9 契約

### (1) 契約の締結

企画選定第 1 位入選者と業務内容及び額を協議した上で、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき随意契約します。ただし、採択要件として提案書における実施計画、実施体制、積算等の見直しを求めることがあります。

県と第 1 位入選者との間で委託に関する協議が合意に至らなかった場合には、次順位以降のものを繰り上げて、その者と協議を行い契約するものとします。提出のあったいずれの提案内容も妥当でないと判断した場合には、再公募することがあります。

### (2) 契約金額

受託候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定します。

### (3) 契約保証金

契約締結時に、沖縄県財務規則第 101 条第 1 項により契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供する必要があります。ただし、同条第 2 項の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができます。

＜参考＞契約保証金について（沖縄県財務規則第101条 抜粋）

第101条 地方自治法施行令第167条の16第1項の規定による契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。

- 2 前項の契約保証金は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その全部又は一部の納付を免除することができる。
- （１）契約の相手が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
  - （２）契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、農林中央金庫その他予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第2号の規定により財務大臣が指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
  - （３）令第167条の5及び令第167条の11に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2箇年間に国（独立行政法人、公社及び公団を含む）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
  - （４）法令に基づき延納が認められるときにおいて確実な担保が提供されるとき。
  - （５）物品を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき。
  - （６）随意契約を締結する場合において、契約金額が少額であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

## 10 その他

- （１）書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。
- （２）企画提案書や関連する事項について、後日ヒアリングを行うことがある。
- （３）企画提案書等の作成に要する経費等については、参加者の負担とする。
- （４）提出された書類は返却しない。
- （５）委託先選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- （６）委託先の選定にあたっては、提出された内容等を総合評価し決定する。

このため、事業を実施するにあたっては、沖縄県と協議して進めていくものとし、予算や諸事情を勘案し変更することがある。

- （７）検討すべき事項が生じた場合は、沖縄県と受託者とで協議する。

## 11 問い合わせ先

本事業の内容及び契約に関する質問等については、令和7年5月15日（木）から5月22日（木）までの間、E-mail 又は FAX で受け付けます。

回答は県ホームページに掲載いたします。なお、審査結果等に関するお問い合わせには応じられません。

沖縄県こども未来部 女性力・ダイバーシティ推進課 人権・男女共同参画班

E-mail : aa001309@pref.okinawa.lg.jp

電話：098－866－2500／FAX：098－866－2589